

# 一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内

令和6年1月



## CONTENTS

◆新年のご挨拶	1
◆改善基準の最終確認と荷主企業への交渉 対応セミナー 1/29開催案内	3
◆【鈴鹿市】物価高騰対策ものづくり企業等支援金	3
◆2023年度 安全性優良事業所（Gマーク）の申請 評価の結果	3
◆令和5年度 助成金 申請期限について	4
◆適性診断受診料金改定のお知らせ（南部自動車学校・津ドライビングスクール）	5
◆安全への基本スタンスー管理者としての基本的な姿勢	8
◆トラック運転者の運転マナーとモラル	9
◆運行管理の高度化 事業者間の遠隔点呼の先行実施について	9
◆桑員支部で交通安全教室を開催 お礼文が届きました	10
◆初任運転者指導教育 参加型講習会 eラーニング(Web講習)	11
◆36協定 監督署への届出書式をお届けします	12
◆厚生労働省「業務改善助成金」 13 ◆年収の壁対策 キャリアアップ助成金	14
◆メンタルヘルス対策「こころの健康自己チェック」をご利用下さい	16
◆障がい者雇用の基礎知識セミナー 別紙でご案内しています	16
◆令和6年就労条件総合調査の実施に対する協力をお願い	16
◆物流革新緊急パッケージの展開 ◆あわせてご確認ください！広報トラック12月15日号	17
◆高速道路のトラック速度規制引上げ 警察庁検討会提言	18
◆全日本トラック協会優秀運転者顕章(金・銀十字章) ◆チャレンジ123実施結果	19
◆新規入会会員様のご紹介 ◆会員様の所在地・名称 変更等	19
◆業務運営・危機管理検討委員会、政策協議会の開催報告	20
◆運行管理者 一般講習 基礎講習のご案内 12月末現在 発表分	21
◆整備管理者 選任前研修 選任後研修 開催予定 12月末現在 発表分	22



\*\*\*\*\*

一般社団法人三重県トラック協会

<http://www.santokyo.or.jp>

TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095

## 新年のご挨拶

一般社団法人三重県トラック協会  
会長 小林 俊 二

皆様方には、清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素は当協会の運営に格別のご支援、ご協力を賜り衷心より御礼申し上げます。

3年半に及ぶコロナ禍で、トラック運送事業は我が国の産業活動や国民生活を支えるエッセンシャルワーカーとして、物流分野の重責を担う重要な地方創生の旗頭の産業であると高い評価を得ることとなりました。ようやく、昨年5月には新型コロナウイルスの感染法上の分類が第5類に引き下げられ、行動制限を受けなくなったことから、我々の生活も徐々にコロナ禍前の日常を取り戻しつつあります。

このように物流の重要性が再認識される一方、我々トラック運送業界においては、急激な円安による燃料価格の高騰や慢性的なドライバー不足などで厳しい経営環境を強いられるなか、4月には中小企業においても月60時間超の時間外労働の割増賃金率が50%に引き上げられるなど、更に厳しい経営を迫られる1年でございました。

そして、本年4月からはトラックドライバーの時間外労働の上限規制や改正改善基準告示が適用されることとなります。働き方改革関連法施行により、ドライバーの労働環境の改善が図られることが期待される一方で、荷主に対し弱い立場にあるトラック業界では、法により年間の労働時間が制約されることは、輸送能力を著しく減少せざるを得ないことを意味しており、このまま、何も対策を講じなければ物流が停滞し、日本経済全体に大きな影響を与えられている、「物流の2024年問題」がいよいよ目前に迫ってまいりました。

そこで、政府は昨年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」を取りまとめ、政府を挙げて「物流の効率化」「荷主・消費者の行動変容」「商慣行の見直し」に取り組んで行くことを掲げ、更には10月には「物流革新緊急パッケージ」において、賃上げや人材確保など早期に具体的な成果が得られるよう、各施策に取り組む方針が明確にされました。

また、三重県トラック協会では、多くの運送事業者が荷主に対し弱い立場にあり、適正運賃の交渉やドライバーの労働環境等の改善依頼さえできない現状があることから、関係行政とも連携を図りながら、県内外の荷主に対し、「標準的な運賃への理解」「働き方改革関連法と新改善基準告示の周知」「荷待ち・荷役（時間）の削減」等についての更なる周知・啓発を図るとともに、アフターコロナへの対応も考慮しつつ我々トラック運送事業が抱える諸課題克服に全力を傾注し取り組んでいるところでございます。

また、特に高止まりする燃料価格については、昨年に引き続き燃料支援についての要望活動を行った結果、今年度も三重県より燃料高騰対策支援金の措置を講じていただくこととなり、現在協会でも申請の受付を行っているところでございますが、各市町についても各支部長を中心に経営支援要望活動のなかで、業界の窮状について訴えていただいているところでございます。

環境対策においては、「社会との共生」を図るうえにおいて、環境対策の継続的な推進が重要であるとの認識の下、昨年度より事業計画に「環境・SDGs対策の推進」を掲げ、協会自ら三重県SDGs推進パートナー登録を行うとともに、運送事業者がスムーズにSDGsの取組ができるよう、SDGsへの理解促進とSDGs達成への取り組み推進を図っております。

更には、労働対策では、過重労働とならないよう関係法令等の遵守の徹底を図るとともに、トラック運送事業における労働環境・労働時間改善のために国土交通省及び厚生労働省の両省の主導の下設置された「トラック運送における労働環境・労働時間改善三重県協議会」を通じ、荷主・運送事業者のご理解を得たうえで、問題解決に向けた広報・啓発による周知・徹底に努めております。

また、適正化事業実施機関の巡回指導では、正直者が損をしないよう健全な競争環境を整備する必要性から、巡回指導のレベルアップを図るとともに、巡回指導の評価がDEの事業者に対して適正な指導に取り組むとともに、改善の意思のない事業者においては、行政への通報制度を適正に運用し、コンプライアンス経営推進に取り組んで参ります。

安全対策については、我々トラック運送事業者において最重点課題であり、継続的な推進が求められていることから、交通事故・労働災害防止等の安全・安心の確保、法令遵守の徹底を図るとともに、問題解決に向けた研修事業の実施や広報・啓発を通じ意識の高揚に努めて参ります。

最後になりますが、今後においても、業界を取り巻く様々な環境は厳しい情勢が続くものと懸念されますが、会員の皆様と協会が一致結束して現下の諸課題や難局を乗り越えて参りたいと思っておりますので、関係各位には一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



## ◆ 改善基準の最終確認と荷主企業への交渉 対応セミナー

4月から適用されるトラック運転者の労働条件「改善基準告示」についての最終確認を行って下さい。  
持続可能な物流の実現に向け、荷主企業との交渉に取り組む事例もとりあげてのセミナーです。

開催案内を別紙にて同封しております。  
1月15日(月)までにFAXでお申し込みください。

【日時】 令和 6年 **1月29日**(月)13:30~15:00

【場所】 **三重県トラック協会 研修センター**「大集会室」  
津市桜橋3-53-11

【講師】 大島 弘明 氏 (株)NX総合研究所

【内容】 ①改善基準告示(改正内容の再確認)  
②荷主企業との交渉対応事例  
③質疑応答

※ご注意:場所は「研修センターです」新会館ではありません

三重県トラック協会 各位	(公社)全日本トラック協会 (一社)三重県トラック協会
<b>改善基準告示(最終確認)と持続可能な物流に向けての荷主企業への対応事例セミナーの開催について</b>	
<p>平素は、トラック協会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。          来年度4月から適用される「改善基準告示」についての最終確認と持続可能な物流の実現に向けて、  <b>荷主企業との交渉に取り組むべく対応事例をあげてのセミナー</b>を全日本トラック協会との共催により開催いたします。          ご多用のことと存じますが、万障お繰り合わせの上ご参加くださいますようお願い申し上げます。</p>	
○日時	令和 6年 1月29日(月) 13:30~15:00
○会場	三重県トラック研修センター 3階「大集会室」 津市桜橋3-53-11
○講師	大島 弘明 氏 (株)NX総合研究所 常務取締役
○内容	(1) 改正基準告示改正内容の解説 (2) 持続可能な物流実現に向けての荷主企業との交渉対応 事例 (3) 質疑応答
<b>1/29 改善基準告示(最終確認)と持続可能な物流に向けての荷主企業への対応事例セミナー</b> <b>出席通知</b>	
出席 _____名	会社名 _____
欠席 _____	ご担当 ( _____ )
FAX 059-225-2095 1/15までにご返答ください。	

## ◆【鈴鹿市】物価高騰対策ものづくり企業等支援金

**鈴鹿市に事業所のある 会員様**

- ①鈴鹿市内に事業所を有する中小企業、小規模事業者または個人事業主
- ②R5. 4月~11月までの1ヶ月単位のエネルギー関連経費の内、電気・ガス・石油系のいずれか1種類のエネルギー経費の支払いが20万円以上である。
- ③中小企業者で製造業又は道路貨物運送業あるいは倉庫業に属する事業を主として営んでいる中小企業 など

◆同一種類のエネルギー経費、1ヶ月単位での支払い実績に応じ支援金があります

- |                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| ○ 20万円以上 50万円未満 …… 5万円   | ○ 50万円以上100万円未満 …… 10万円  |
| ○ 100万円以上200万円未満 …… 20万円 | ○ 200万円以上300万円未満 …… 40万円 |
| ○ 300万円以上400万円未満 …… 60万円 | ○ 400万円以上500万円未満 …… 80万円 |
| ○ 500万円以上 ……………… 100万円   |                          |

問い合わせ先: 鈴鹿市物価高騰対策ものづくり企業等支援事務局 TEL 059-327-5414

締切 → 令和6年 **1月31日**(水)17時まで 当日消印有効

## ◆ 2023年度 安全性優良事業所(Gマーク)の申請 評価の結果



運送事業者の安全性向上への取組みを評価して公表する  
「貨物自動車運送事業安全性評価 Gマーク」

利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者の皆様全体の安全性の向上に対する意識を高めていただくための認定制度です。

**安全性優良事業所** 全日本トラック協会は、12月15日運送事業者の交通安全対策等について、事業所単位における取組みを公表し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「2023年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」(Gマーク制度)の評価を決定し、新規・更新を合わせた申請事業所9,761事業所のうち、9,489事業所を認定しました。三重県では、新規・更新を合わせて申請事業所126事業所のうち124事業所が認定されました。

	新規	初更	2更	3更	4更	5更	6更	合計
申請	16	15	21	22	28	8	16	126
認定	15	15	21	22	28	7	16	124

認定された安全性優良事業所は全日本トラック協会のホームページでご確認いただけます。

# ◆ 令和5年度 助成金 申請期限について

【トラック協会の助成金 申請期限】

助成申請の起算日から **3ヶ月以内** です

※起算日(支払日・車検証等の日付)

**注意** R5年4月～9月分の申請は受付を終了しています  
R5年10月以降のものは3ヶ月以内に申請して下さい

- ※ 起算日(支払日・車検証等の日付)から「3ヶ月後の同日」を申請期限とします。
- ※ 郵送提出 ⇒ 期限日の消印有効です。但し期限日が土日・祝日の場合は、翌日まで受付ます。  
持参提出 ⇒ 期限日が、土日・祝日などトラック協会休業日の場合は、翌営業日まで受付ます。
- ※ **最終締め切り日はR6/3/29(必着)です。**但し、予算に達した時点で、受付は終了となります。
- ※ 期限内に申請いただけないと受付することができません。詳細はHPをご覧ください。

【参考】 R5年12月28日時点

集計の都度更新しておりますが、実際の受付状況とは異なる場合がございます。  
装置等の購入前には、必ずお電話等で助成事業の進捗状況を確認して下さい。

	助成名	上限額	実績額	予算額	実施率	残額
環境対策	低公害車(ハイブリッド/CNG(改造含む))		0	17,300,000	47%	9,123,000
	環境対応型規制適合車	8万	6,640,000			
	蓄熱マット・電気毛布	5千	35,000			
	クーラー・ヒーター	6万	1,502,000			
交通対策	EMS機器(デジタコ)	3万	8,986,000	48,500,000	45%	26,759,000
	ドライブレコーダー機器	3万/6千	2,125,000			
	安全装置(バックカメラ等)	3万	8,912,000			
	可動式突入防止装置	3万	150,000			
	点呼支援機器(自動・遠隔)	15万/7万5千	1,568,000			
	睡眠時無呼吸症候群(SAS)	3,800	1,699,300	27,300,000	70%	8,078,338
	脳ドック・心臓ドック検査	1万	699,000			
健康診断	3千	16,823,362				
融資・資格	信用保証料	40万	1,192,000	50,600,000	56%	22,180,100
	運転資金等一部利子補給	40万	12,647,000			
	上位運転免許取得(大型・中型免許等)	8万/5万等	12,449,000			
	安全衛生法等関係資格取得(リフト・玉掛け等)	5千	786,900			
	ISO14001,9001,39001	5万	400,000			
	グリーン経営	3万	515,000			
	働きやすい職場認証制度	3万/2万	430,000			

## ◆ 適性診断受診料金改定のお知らせ（南部自動車学校・津ドライビングスクール）

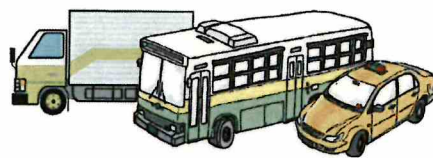
津ドライビングスクール及び南部自動車学校において適性診断受診料金が改定されました。  
また南部自動車学校からの詳細チラシを次ページに掲載しております。  
会員さまの受診料金負担額は以下の表にまとめましたのでご確認ください。

種類	適性診断			
	一般診断 (任意)	カウンセリング付 (任意)	初任診断 (義務)	適齢診断 (義務)
対象者	概ね3年ごとに1回の 受診に努める	一般診断を受診した 方	新たに採用された運 転者に受診義務	65才以上の運転者に 受診義務
所要時間	1時間20分	1時間20分	2時間20分	2時間20分
津ドライビングスクール ※1 TEL 059-224-0188	事業者負担額 2,600円	事業者負担額 2,200円	事業者負担額 2,200円	事業者負担額 2,200円
南部自動車学校 ※1 TEL 0800-200-4555	事業者負担額 1,600円	事業者負担額 1,200円	事業者負担額 1,200円	事業者負担額 1,200円
三重県交通共済協同組合 TEL 059-226-5437	全額助成		全額助成	全額助成
自動車事故対策機構 三重支所 ※2 TEL 059-350-5188	全額助成	全額助成	全額助成	全額助成
上野自動車学校 TEL 0595-21-1000	全額助成	全額助成	全額助成	全額助成
ヤマト・スタッフ・サプライ TEL 052-228-9770	全額助成		全額助成	全額助成
日本ローカルネット ワークシステム 協同組合連合会 TEL 052-589-2216				
助成額	2,400円	4,800円	4,800円	4,800円

※1 他の講習機関と受講料が異なります。助成額との差額は講習機関へ振込または、当日支払ってください。

※2 三重支所以外の他県の支所が主催した診断や講習については助成対象外です。

# 旅客自動車運送事業者 貨物自動車運送事業者の皆様へ



## 適性診断の受診が、**お近くの南部自動車学校**で できるようになりました。 (三重県伊勢市)

国土交通省が示す「事業用自動車の安全対策」として事業者が取り組む安全対策「運転者に対する指導監督」  
として「適性診断の受診」があります。

### 適性診断の受診

自動車運送事業者は、事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者に対し、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければいけません。また、運行管理者は、適性診断の結果に基づき、個々の運転者の運転特性を踏まえた適切な指導を行わなければいけません。

三重県南部自動車学校は、平成26年2月6日、国土交通大臣からこの適性診断の実施機関として認定を受けました。(三重県内教習所初)

適性診断は、独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)の適性診断システムを用いて実施いたしますので、過去のNASVAの診断結果について、経年比較ができます。(同一事業所に勤務していた場合)

### ● 運転適性診断の種類

義務診断		任意診断	
新たに運送事業者 に雇用された方	<b>初任診断</b> 約2時間20分 ¥6,000	安全運転の定期診断として活用	
65歳以上の運転者の方	<b>適齢診断</b> 約2時間20分 ¥6,000	<b>一般診断</b> 約1時間20分 ¥4,000 ※定期的(3年/1回)に受診を推奨	
死亡・重傷事故(過去に事故無)又は 軽傷事故(過去に事故有)を起こした方	<b>特定診断I</b> 約2時間40分 ¥10,300	診断結果をカウンセラーと深めて活用	
		<b>一般診断(カウンセリング付)</b> 約2時間20分 ¥6,000	

### ● 運転適性診断の受診時期

適性診断	貨物自動車運送事業者	旅客自動車運送事業者
<b>初任診断</b>	初めてトラックに乗務する前に受診。 (やむを得ない事情がある場合には、乗務開始後1ヶ月以内)	事業自動車に運転者として選任する前に受診。
<b>適齢診断</b>	65歳に達した日以後1年以内。 その後、3年以内ごとに1回受診。	65歳に達した日以後1年以内に1回。その後、75歳に達するまで3年以内ごとに1回受診。75歳に達した日以後1年以内に1回。 その後1年以内ごとに1回受診
<b>特定診断I</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡又は重傷者を生じさせた交通事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を起こしていない方。</li> <li>○軽傷事故を生じさせた交通事故を起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を起こしたことがある方。</li> </ul> 上記の交通事故後、再度、事業用自動車に乗務する前。 (やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後1ヶ月以内に受診。)	

## ● お申込み～受診までの流れ

### ① ご予約（事前予約制）

実施日／月・火・木・金・土（毎週水・日以外） 実施時間／ 9:00～、13:00～

空き状況は、お電話にてお問合せください。

※業務の都合上、お受けできない日がございますのでご了承ください。

### ② お申込み

「適性診断予約申込書」に必要事項をご記入いただき、当校までFAXにてお送りください。後日、受診日時等を記した「受診票」をFAXまたは郵送にてお送りいたします。

※「適性診断予約申込書」は、ホームページよりダウンロードしてください。

ダウンロードできない方は、直接当校までお電話にてお問合せください。

※申込締切は、ご希望の受診日の7日前とさせていただきます。

※お申込みは、先着順とさせていただきますので、ご希望の受診日等を調整させていただく場合があります。

※料金は原則、当日現金払いをお願いします。（振込を希望される方は申込み時にお知らせください）

ホームページ <https://www.safety-nanbu.com>

TEL.0596-23-1155 FAX.0596-23-2497

### ③ 受診当日

#### 【受診日にお持ちいただくもの】

- ① 申込受理印が押印された「受診票」（当校より返送されたもの）
- ② 運転免許証
- ③ 眼鏡等（必要な方）
- ④ 受診料



#### 【注意事項】

※開始時間に遅れますと、受診できなくなる場合がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※当日の連絡のないキャンセル（無断キャンセル）の場合は、受診料の全額をお客様に負担していただきます。

※駐車場に大型車スペースはありませんので、大型車でのご来校はご遠慮ください。

その他、ご不明な点がございましたら、当校【担当：鯖戸（サバト）、太田（オオタ）】までお問合せください。

 Nanbu driving school  
**南部自動車学校**

〒519-0503 三重県伊勢市小俣町元町 1648-10

**TEL.0596-23-1155**

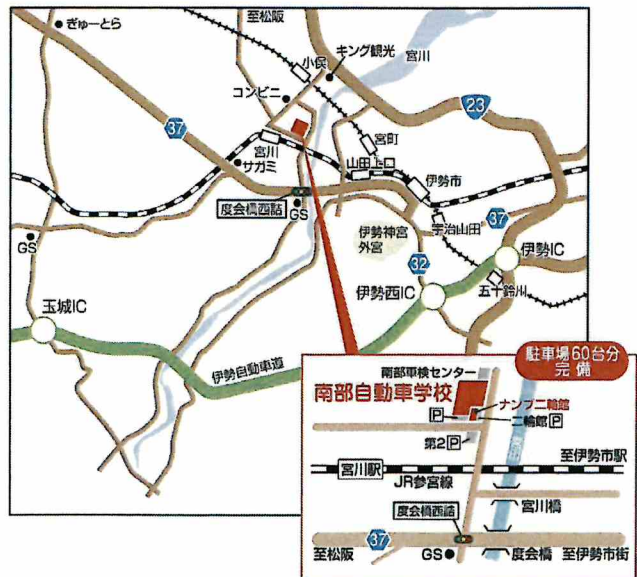
【受付時間】 9:00～19:00 FAX.0596-23-2497

<https://www.safety-nanbu.com>



※身体に障害をお持ちの方は、事前にご相談ください。

取り扱い免許 普通四輪 (AT/MT)・準中型・中型・けん引・普通二種 (AT/MT)  
大型二輪 (MT)・普通二輪 (AT/MT)・小型二輪 (AT/MT)



## ◆ 安全への基本スタンス — 管理者としての基本的な姿勢

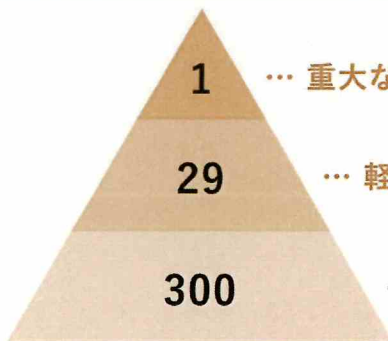
### 管理者の陥りやすいヒューマンファクター

- 1) 安全は管理者の業務に含まれない。
- 2) 事故はすべての作業者の「たるみ」によって発生する
- 3) 教育したことは、すべて良く覚えていて、その通り実施できるはずである。
- 4) 全ての文書はよく読まれて、浸透しているはずである。
- 5) 厳重に処分しておけば、再発は必ず防止できるはずである。
- 6) 「そんなことは常識である」といえば、誰でも理解し、納得する。
- 7) 自分の所だけ事故をおこしてほしくない。(神頼み)
- 8) 他の者は事故を起こさないのに、どうしてお前だけがおこすのか。

### 「当社は安全なはず」という落とし穴 無条件に「安全」というものはない

- ともすれば、管理者は「当社では交通事故は起こらない」、「今まで安全できたのだから、これからも大丈夫」という気持ちに陥りやすいものです。
- しかし、無条件に「安全」が保証されるものではありません。運送事業でもっとも高いリスクである交通事故を積極的に防止する姿勢が必要です。
- 左の表は、管理者の陥りやすいヒューマンファクター（安全への過信）の一例です。あなたに当てはまる項目はないでしょうか？

### 小さな失敗やヒヤリ体験が隠れている 常に存在するのは「危険」である



- 自動車を使って業務をするとき、「100%の安全」というものではなく、常に事故の危険があるという前提で考えましょう。

- 事故の重大度とその発生頻度については、ハインリッヒの法則と呼ばれる法則が知られています。

### ハインリッヒの法則 (1:29:300)

- 重大な障害を引き起こした人身事故が1件あるとすると、軽い障害事故や物損事故が29件、障害のない違反・事故やヒヤリ・ハット体験が300件存在します。さらにその背景には、無数の不安全行動や不安全状態があると考えられます。
- 我々はこの法則のもと、ケガに至らなかった事例を軽視せず、情報を共有し、必要な対策を講じることにより、重傷事故、軽傷事故をなくしていかなければなりません。

### 危険に対して何をすることが「安全」

### 安全を守る基本は「教育」

- 常に存在する危険に対して、安全運転を保持するために何をするか・・・それは、繰り返し「教育」を実施することにつきます。
- その「教育」は、運転者の業務の形態や実際に発生している事故の実態に則した具体的な内容でなければ意味がありません。



## ◆ トラック運転者の運転マナーとモラル

すれ違い時に挨拶でつい鳴らしてしまっているクラクション  
歩行者や自転車の横を通過する際の間隔やスピード …… 十分な注意や配慮をお願いします。

◇クラクションは、道路交通法で使用が制限されています。すれ違い時に 突然 鳴らされたクラクションに併走する車や歩行者の方がビックリされています。

クラクションの使用が認められているのは、次の場所や条件です

- ・左右の見通しのきかない交差点
- ・見通しのきかない曲がり角
- ・見通しのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所
- ・危険を防止するためやむを得ないとき

◇歩行者や自転車との接触は重大事故に繋がります。危険な幅寄せ行為を受けたと苦情も寄せられていますので、歩道と車道の区別のない道路など、安全な間隔を開けて徐行を行って下さい。

◆寄せられたご意見  他の交通者への安全の配慮と模範となる運転をお願いします。

トラックが走行中に、知り合いのトラックと対向した時に、大きなクラクションを鳴らして挨拶をする光景をよく見掛けます。並走しているとビックリします。歩道を歩いている高齢者などの心臓にも悪いと思います。必要のない大きさのクラクションを鳴らすことは全く意味のない行為なので止めて下さい。

ダンプやトラック同士が、すれ違い時にクラクションを鳴らすのを止めさせてください。  
不快感のある騒音、ビックリするような音に驚かされるのは危険を感じます。「警音器使用制限違反」なのに、なぜ当たり前に行われているのが理解できません。

自転車利用者などが、危険な幅寄せをされると思う運転に度々、遭遇します。  
交通社会では、大型車両は強者であり、他の交通者への安全配慮を願いたい。

## ◆ 運行管理の高度化 事業者間の遠隔点呼の先行実施について

Ⅰ T点呼ーGマーク認定営業所及び一定の要件を満たす優良な営業所で16時間以内で対面点呼と同等。遠隔点呼ー同一事業者間(完全子会社を含む)で、要件を満たせば対面点呼と同等です。(概略です)

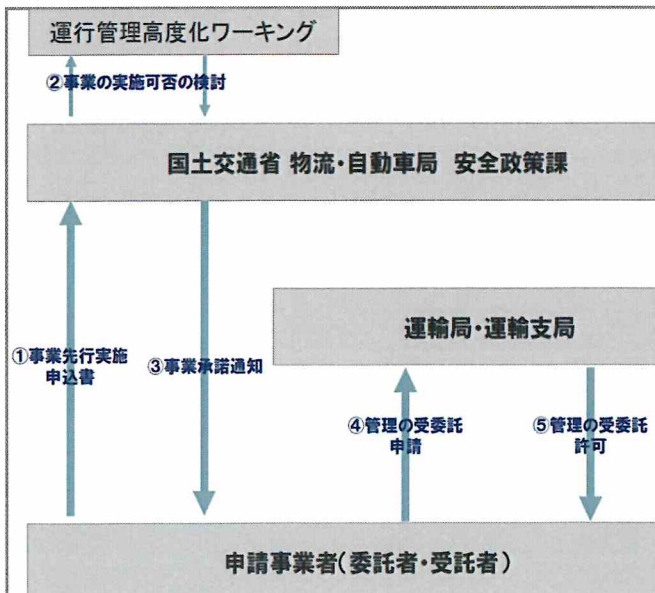
今般、同一事業者のみならず、100%の資本関係にない 若しくは 資本関係のない 事業者間においても「管理の受委託」など必要な手続きを行ったうえで、国交省の採択を受け、高度化ワーキングの監督下で実施する場合は、最大1年、先行実施事業として遠隔点呼ができることとなりましたのでお知らせします。

【通達】事業者間の遠隔点呼の先行要領について

<https://www.saitokyo.or.jp/wp-content/uploads/2023/11/dbcd00050d5232c01090aa81319f6ab1.pdf>

【別添】自動車運送事業者における運行管理の高度化に向けた事業者間の遠隔点呼の先行実施要領

<https://www.saitokyo.or.jp/wp-content/uploads/2023/11/b4c2153b27a23a2468f1269250192140-2.pdf>



国交省等への申込みや申請が必要です。

←申請の流れ ↓受付期間

第1期:第2期:第3期:終了

第4期:令和6年1月 4日~1月15日

第5期:令和6年1月16日~1月31日

第6期:令和6年2月 1日~2月15日

第7期:令和6年2月16日~2月29日

※ ワーキングに実施の可否を諮りますので、  
⑤の許可までに約1ヶ月程度要します。

他社との共同点呼実現にむけた  
物流DXによる先行実施として  
可能となりました。

# ◆ 桑員支部で小学校交通安全教室を開催 お礼文が届きました

11月28日、桑名市<sup>ありよし</sup>の在良小学校で三重県トラック協会桑員支部にて交通安全教室を開催しました。参加した児童から「御礼の文章綴り」がトラック協会に届きました。心温まる文章がたくさん綴られており、トラックや交通事故防止について関心を持ってもらうとともに、特に内輪差についても子供たちへの理解がすすむ機会となりました。



在良小学校 6B6A

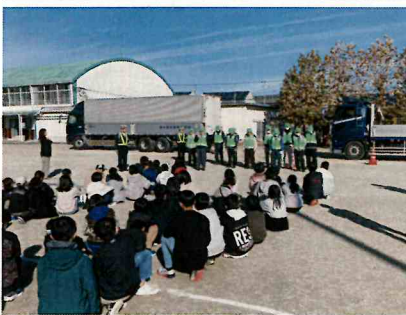


今日の交通安全教室の授業でたくさん学んだことがありました。ありがとうございます。授業で学んだ「内輪差」や大型トラックの運転席から人が見えにくいことなどを学んで交通に気をつけようと思いました。例えば大型トラックの前を通る時は手を上げて運転席から見える位置を通ろうと思いました。あとは、トラックの後輪の当たらない所で歩くとこれからは大人気をつけようと思いました。ありがとうございます。

今日は、交通安全教室をひらいてくれてありがとう。ありがとうございました。車馬券17目の内車輪差は前車輪は大じょうぶだったけど、この車輪はペットボトルがぺちゃんこになって、びっくりしました。27目の実馬券は、トラックの勢いとスピードで人は速くに飛ばされてしまうこと分って、こんなに飛ぶんだとびっくりしました。37目は、運転席からは下がほとんど見えないと分かりました。

はじめのトラックの内輪差の実験でおうた人歩道で手と膝は道路から少しはなれてまた方が1111と思いました。もしひかれてしまうとペットボトルみたいにぺちゃんこになるなと思いました。27目のしょうと実験でトラックに当たると10mとかいびりまききかられると死ぬと思いました。もし当たる生き残ると右左見るのが大事だと思いました。実際にトラックにのり、高い、死角ができて人をぶつけると思いました。トラックの近くにおまわりが怖いと思いました。

今日学習して、色々なことが分かりました。私は、いつかトラックが走っている、見えていなくても大丈夫、と思っています。でも、今日トラックに乗せてもらって、自分たちのことはトラックからほとんど見えないと思いました。トラックがとまってくれず、自分が気づいて歩きたいと思います。内輪差の説明で、びっくりしました。ペットボトルから大丈夫だけど、あそこにいるのが人だから、怖いと思いました。待っているときは、ギリギリのところまで行かなくて、少しさけて待つようにしたいと思いました。自分だけがいたりすることがないように、しるべき行動したいと思いました。



## ◆ 初任運転者指導教育 参加型講習会

新たに雇い入れた運転者に対する指導教育時間は15時間が法令で求められています。そのうちの12時間分の初任運転者特別指導講習です。初任運転者がお見えでしたらこの機会に受講をお勧めします。

空きがございます  
お電話でお問い合わせ下さい  
FAXで受付します

参加型2日間とeラーニングWeb講習  
ご都合にあわせてご利用いただけます  
三重県トラック協会 会員様 **受講無料**

◆日程 **2月 2・5日**(金・月) **9:00** ~16:00 <参加型2日間です>

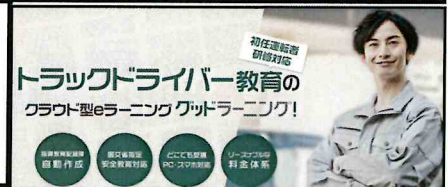
◇場所 2/2三重県トラック協会 研修センター 津市桜橋3丁目53-11  
2/5三重県交通安全研修センター 津市垂水2566(三重県運転免許センター内)

集合型でなくパソコンを使っての初任教育はこちら↓

## ◆ 初任運転者指導教育 eラーニング (Web講習)

ご予約は  
インターネット受付です

三重県トラック協会 会員様  
**受講無料**



◇申込み 三重県トラック協会ホームページからの予約制です。インターネット申込み

- ①三重県トラック協会ホームページ → 会員の皆様へ → 初任運転者指導教育にお進みください
- ②申込みフォームに直接入力してください

### \* インターネットからのお申込みで予約が確定します

うまくすすまない場合は、お電話でご案内しますのでお尋ね下さい。059-227-6767

- ・各期間で定員(5名)がございます。お早めにお申し込み下さい。
- ・定員に達した場合は **席数ボタン** の選択は出来なくなります。
- ・受付締め切りは、受講開始日の3日前までです。
- ・選択した5日間の日程内で、都合の良い時間に受講し、最後まで進んで下さい。
- ・受講終了後、【修了証・指導教育記録簿】がメールで届きます。・テキストの印刷が可能です。

◇内容・初任運転者特別指導として国交省が示す「15時間」の内、12時間をパソコンで学習します。

**12項目+危険予測講座+実力テスト 合計約12時間のeラーニングです。**

なお、追加で「日常点検」「車高、視野、死角、内輪差及び制動距離」「貨物の積載方法及び固縛方法」を、車両を用いて3時間の指導を行なってください。

12時間のeラーニング+実車指導3時間、合計15時間の指導により、初任運転者教育実施の要件を満たします。

## ◆36協定 監督署への届出書式をお届けします

法定労働時間を超えて労働時間を延長すること(時間外労働)や、休日労働をさせるためには、使用者と労働者との間で協定(36協定)を結び、その内容を事業場ごとに所轄の労働基準監督署へ届け出る必要があります。(労基法36条)。

36協定の締結期間は1年以内と決められています。毎年忘れずに届出を行ってください。

4月からは、運転者の休日労働を除く時間外労働の上限は年960時間となります。  
また、改正告示された、新しい運転者の「改善基準」も適用されます。  
これにより、運転者の延長できる上限時間も4月以降は従来と異なります。ご注意ください。  
協定の詳細は 労務士様・労働基準監督署にご相談いただくことをお勧めします。

**書式は 2023年度版と2024年度以降対応版の2種があります。**  
**協定する期間によって書式が異なります。**下記を確認頂きご提出ください。

**協定期間 2024年3月31日  
以前からのもの**

右上に **2023 新書式** と記載してある書式で提出してください。

今まで通り、運転者用・運転者以外用で労働基準監督署へ提出してください。

(内容の指導が行われる場合があります)

**協定期間 2024年4月1日  
以降のもの**

右上に **2024年度以降対応版** と記載してある書式で提出してください。

一般労働者としての時間協定を一般条項に記載して提出。一般労働者の限度時間を超える場合、特別条項も提出してください。

- ・ **36協定の書式** を同封しました。ご利用下さい。(解説付き)
- ・ 2023年度版と2024年度以降対応版の2種類ありますのでご注意ください。
- ・ 協会書式については **協定届** と **協定書** を一本化した書式になっています。**必ず印鑑が必要です。**
- ・ 従業員代表、選出方法など 労働者同意の上締結することが必要です。
- ・ 提出の際には、労働条件や協定の内容について尋ねられる場合がありますので 会員事業者様から監督署への直接提出をおねがいします。
- ・ 2部監督署提出。1部は受付印を押印し返却されます。会社控として**必ず保管**してください。
- ・ 詳細については 労務士様・労働基準監督署にご相談いただくことをお勧めします。

**問い合わせ先**   トラック協会業務部           TEL 059-227-6767  
                                          北部輸送サービスセンター   TEL 059-353-4522

36協定書式 参考URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html)

# ◆ 厚生労働省「業務改善助成金」について

中小企業・小規模事業者等が、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、その投資費用の一部が助成されます。

## ◇申請期限

賃金引き上げ計画を立てて申請いただく方は 令和6年(2024年)3月31日まで  
(事業場規模50人未満の事業者は、賃金引上後申請が可能で、締切りは1月31日です)

## ◇業務改善助成金 対象 一般事業者

- |                                       |                                      |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 中小企業・小規模事業者                        | * 交付決定前の設備投資は助成の対象になりません             |
| 2. 事業場内最低賃金が地域別最低賃金より低く、その差額が50円以内(※) | * 賃金引き上げは地域別最低賃金の発効日の前日までに行うことが必要です。 |
| 3. 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない                 |                                      |

(※) 事業場内最低賃金は「事業場でもっとも低い時間給」、地域別最低賃金は「国が毎年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額」を指します。

## ◇業務改善助成金 対象 特例事業者

- ①申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
- ②売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が、前年 前々年または3年前の同じ月に比べて15%以上減少している事業者
- ③原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者  
※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、%で表された2つの数値の差を表す単位です

＜助成上限額＞				
コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			事業場規模30人以上の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、＜特例事業者＞が対象です。

\*①②③の要件に当てはまる場合が特例事業者となり、助成上限額・助成率助成対象経費・申請要件の緩和の拡充が受けられます。  
(なお、②・③該当の場合は、助成対象も拡充されます。)

### 助成対象

#### A 生産向上等に資する設備投資等の金額

機械設備(PC、スマホ、タブレットの新規購入)、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

#### B 業務改善計画に計上の関連経費(広告宣伝費、汎用事務機、事務室拡大、机・椅子の増設など)

□詳細は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

厚生労働省 業務改善助成金  
で検索

## ◆ 年収の壁対策 キャリアアップ助成金

厚生年金保険及び健康保険においては、会社員の配偶者等で一定の収入がない方は、被扶養者（第3号被保険者）として、社会保険料の負担が発生しません。

こうした方の収入が増加し一定の収入（年収換算で106万円や130万円）を超えると、社会保険料の負担が発生するため、その分手取り収入が逆に減少することになります。

この年収106万円や130万円の収入基準が「年収の壁」となり、パートやアルバイトで働きたいけど働く時間を抑制するなどの就業調整が発生しています。この「年収の壁」を意識せず積極的に働くことができるよう、厚生労働省では下記の対策が用意されています。

各企業におかれましては「年収の壁」を超えるパートやアルバイト従業員に対し「新たに発生する社会保険料負担を超える 手当の支払いや賃上げ」にご理解頂き、キャリアアップ助成金なども活用いただきながら、実現するようご協力をお願いします。

### パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、  
厚生年金・健康保険に加入するため、  
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、  
国民年金・国民健康保険に加入するため、  
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

#### 「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、  
厚生年金や健康保険の加入に併せて、  
**手取り収入を減らさない取組**<sup>(※)</sup>  
を実施する企業に対し、  
**労働者1人当たり最大50万円**  
**の支援をします。**

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給  
(社会保険料の算定対象外)  
・賃上げによる基本給の増額  
・所定労働時間の延長

#### 「130万円の壁」対応


パート・アルバイトで働く方が、  
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、  
**収入が一時的に上がったとし**  
**ても、事業主がその旨を証明**  
することで、  
**引き続き被扶養者認定が可能**  
**となる仕組みを作ります。**

詳しくは下記 厚生労働省ホームページをご覧ください  
か相談ダイヤルよりお問い合わせ下さい

### 年収の壁・支援強化パッケージ ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)

### 年収の壁突破・総合相談窓口

 **0120-030-045**

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する  
厚生労働省HP



次ページにキャリアアップに関する詳細を記載していますのでご確認下さい。

## 「106万円の壁」への対応

### ◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら

労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。



#### (1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 <b>20万円</b>
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 <b>20万円</b>
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 <b>10万円</b>

#### (2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

### ◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

<活用イメージ> 時給が上がり(年収104万→106万円)厚生年金・健康保険に加入した場合

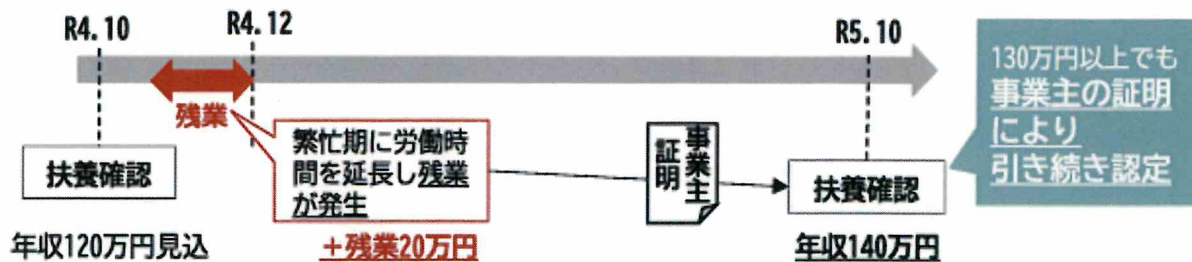


(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。なお、手取り収入は税金については考慮していない。

## 「130万円の壁」への対応

### ◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



## 配偶者手当への対応

詳細はこちら

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。



## ◆メンタルヘルス対策「こころの健康自己チェック」をご利用下さい

運輸事業における輸送の安全確保の観点から、(一社)運輸振興協会ホームページに「こころの健康自己チェック」のサイトが開設されています。

これまで累計15,000人以上の方が利用しているサイトです。

12月にスマートフォン向けのデザインにリニューアルされ、ボタン操作性などが大幅に改善されました。スマートフォンはもちろんのこと、引き続きパソコン画面でも使用が出来る、テキストも読みやすくなりました。

**悩みやストレスに対処出来るツールの活用により、活気のある職場づくりや心の健康づくりにご活用下さい。**

運輸振興協会 HPから →

URL:<https://www.transport-pf.or.jp/mhc/pc/index.html>

なお、下記URLより全日本トラック協会でも、中小事業者向けのメンタルヘルス対策が出来ますのでご案内します。

URL:[https://jta.or.jp/member/rodo/mental\\_health.html](https://jta.or.jp/member/rodo/mental_health.html)



## ◆障がい者雇用の基礎知識セミナー 別紙でご案内しています

三重県で、障がい者雇用についてのセミナーが開催されます。

無料セミナーとなっておりますので関心ある会員様はこの機会にぜひご検討ください。

詳細は別紙か下記URLをご確認いただき直接お申し込みをお願いします。

### ◆障がい者雇用の基礎知識セミナー 詳細URL

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0360600024.htm>

### ◆障がい者雇用促進フォーラムみえ 詳細URL

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0360600017.htm>

## ◆令和6年就労条件総合調査の実施に対する協力のお願い

企業の就労条件の現状を把握することを目的に、労働時間制度や賃金制度など総合的な調査「厚生労働省 令和6年就労条件総合調査」が行われます。

調査結果は、労働施策の立案と評価の基礎資料となり、労働政策審議会などの検討資料として活用されるほか、企業における労使の各種判断資料としても利用されます。

常時労働者が30人以上の企業から無作為に抽出された約6400社に調査依頼が届きますので調査の趣旨や重要性をご理解いただき協力をお願い申し上げます。

### ◆調査 令和6年1月 実施 / 令和6年1月1日現在の状況をお尋ねします オンライン回答も可能 (令和5年1年間または令和4年会計年度)

### ◆委託会社「株式会社 サーベイリサーチセンター」

◆問合せ先 厚生労働省 賃金福祉統計室 就労条件係  
電話 03-5253-1111(内線7639)



## ◆ 物流革新緊急パッケージの展開

政府は「物流2024年問題」への対策を協議する「わが国の物流の革新に関する関係閣僚会議」で、トラック運送事業の「物流革新緊急パッケージ」を取りまとめ公表しています。

具体的には 荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請に発注する際の手数料なども含め 荷主企業に転嫁できるようにする。このため、令和5年中に 標準運送約款や 標準的な運賃について所要の見直しを図るとされてきました。

新年の通常国会に法案が提出される見込みです。

トラック協会の広報新聞「広報とらっく」  
12月15日号もご覧ください。

### 1. 荷主等への適正な転嫁

#### <運賃水準の引上げ幅を提示>

- 運賃表を改定し、**平均約8%の運賃引上げ**【運賃】
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの**燃料費を120円**に変更し、**燃料サーチャージも120円**を基準価格に設定【運賃】

#### <荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示>

- 現行の待機時間料に加え、**公共工事設計労務単価表**を参考に、荷役作業ごとの**積込料・取卸料**を加算【運賃】

待機時間料	→	1,760円	
積込料・取卸料	機械荷役の場合	→	2,180円
	手荷役の場合	→	2,100円

※金額はいずれも中型車（4tクラス）の場合の30分あたり単価

- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、**割増率5割**を加算【運賃】
- 標準運送約款において、**運送と運送以外の業務を別の章に分離**し、**荷主から対価を収受する旨を明記**【約款】
- 「**有料道路利用料**」を個別に明記するとともに、「**運送申込書/引受書**」の雛形にも明記【運賃】【約款】

### 2. 多重下請構造の是正等

#### <「下請け手数料」(利用運送手数料)の設定等>

- 「**下請け手数料**」(運賃の**10%**を別に収受)を設定【運賃】
- 元請運送事業者は、**実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知**することを明記【約款】

#### <契約条件の明確化>

- 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した**電子書面**(運送申込書/引受書)を**交付**することを明記【約款】

### 3. 多様な運賃・料金設定等

#### <「個建運賃」の設定等>

- 共同輸配送等を念頭に、「**個建運賃**」を設定【運賃】
- リードタイムが短い運送の際の「**速達割増**」(逆にリードタイムを長く設定した場合の**割引**)や、**有料道路を利用しない**ことによるドライバーの運転の長時間化を考慮した**割増**を設定【運賃】

#### <その他>

- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の**特殊車両割増を追加**【運賃】
- 中止手数料の**請求開始可能時期、金額を見直し**【約款】
- 運賃・料金等の店頭掲示事項について、**インターネットによる公表を可能**とする【約款】

## ◆ あわせてご確認ください！ 広報トラック 12月15日号

### スノーシーズン突入 冬季の安全運行特集

### 雪道での立ち往生を 未然に防ぐ

輸送の安全最優先

- ・天候や道路の状況収集を... 道路の計画的な通行止めと迂回道路設定が早めに行われます...
- ・運行管理者は、運行中止の判断も求められます。
- ・荷主との間での運行計画・道路情報・運行中止判断に関する情報共有を充分に行って下さい。

冬用タイヤの  
溝深さに注意！  
折込ポスター

令和6年 高速道路  
深夜割引見直しは...

# ◆高速道路のトラック速度規制引上げ 警察庁検討会提言

高速道路のトラック速度規制の引き上げについては「物流革新にむけた政策パッケージ」に盛り込まれ、警察庁に設置された有識者検討会にて検討が行われてきました。

このたび、検討会提言として「大型トラック法定速度90km」など結論がまとめられました。現時点での情報提供となります。内容をご確認下さい。

## 高速道路における車種別の最高速度の在り方に関する提言(概要)

### 1. 検討事項

法定速度が現行80km/hとされている大型トラックを中心として、高速道路における最高速度の在り方を検討。

### 2. 調査結果概要

#### 【高速自動車国道における交通事故データ分析結果・交通実態調査結果】

- ① 交通事故件数は、この20年間で大型トラックが50%超の減（全車種と同程度）、トレーラが約30%減。
- ② 実勢速度は、大型トラックが87km/h、大型トレーラが84km/h（大型トラック約3,000台 大型トレーラ約900台）。

#### 【安全装置の普及状況データ分析結果等】

- ③ 90km/hを上限とする速度抑制装置が装着されているほか、衝突被害軽減ブレーキ等の安全装置の性能が向上し、普及も進む。
- ④ 欧州における速度抑制装置の上限設定速度は90km/h（諸外国の制度調査）。

#### 【関係者に対するヒアリング結果】

##### <製造事業者に対するヒアリング結果>

- ⑤ 現在の大型トラックは90km/hを前提に設計され、90km/hまでは車両の安全性能を保証できる。一方で、90km/hよりも高い速度に対応した車両は、既存車の改良では不可能であり、新たに開発する必要がある。
- ⑥ 現在のトレーラは、80km/hよりも高い速度で走行した場合の被牽引部の安全性能は確認していない。

##### <運送事業者に対するヒアリング結果>

- ⑦ 最高速度の引上げは、目的地までの到着時間の短縮による輸送品質の向上、労働生産性の向上等のメリットがある。90km/hでも100km/hでも、最高速度の引上げによる一定の効果はある。
- ⑧ 最高速度の引上げよりも、荷待ち時間の短縮等、物流負荷の軽減が図られることが必要。

### 3. 結論

- 大型トラックについては、現行の速度抑制装置を存置した上で、法定速度を90km/hに引き上げたとしても、交通の安全に大きな影響をもたらすとは考えられない。一方で、これより高い速度への引上げは、車両の安全性能が担保されていないこと等を踏まえれば、現時点では不適切。今回の引上げの影響を見極めた上で、更なる社会的要請があり、新たな車両開発等の状況変化が生じた際には、将来的に引上げを検討する可能性は排除されない。なお、現在の規制速度80km/hの路線について法定速度とすることの可否も要検討。
- トレーラについては、車両構造上の特性や交通事故件数等を踏まえれば、現時点では、最高速度の引上げの結論には至らず。今後の技術の進展等を踏まえ、将来的に引き上げる可能性も念頭に、交通事故発生状況の分析等を行うことは一定の意義がある。
- 速度の見直しと併せて、道路交通の整序化のための方策（キープレフト等の周知徹底、交通違反取締り）、適切な運行管理のための方策（ドライバーへの過度なプレッシャーの抑制等）、車両の安全性能の更なる向上のための方策（安全装置の普及促進）がなされるべき。

## ◆ 全日本トラック協会優秀運転者顕章(金・銀十字章)

7月に推薦いただきました「全日本トラック協会優秀運転者顕章」の受章者が、去る12月7日開催の全日本トラック協会の理事会にて承認され決定いたしました。  
2月初旬に表彰状とバッジをお送りします。

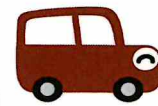


## ◆ チャレンジ123実施結果 \*200daysはあと少し1/16まで

三重県主催の互いに安全運転を呼び掛けながら123日間無事故・無違反に挑戦する「チャレンジ123」が終了いたしました。

トラック協会は交通安全対策事業の一環で参加費の一部を助成し、達成チームには副賞としてQUOカードと賞状を贈呈しています。

また、達成したチームには、実施主体である三重県チャレンジ実行委員会から、旅行券等豪華賞品が抽選で当たるチャンスがあります。



	参加	達成	達成率	昨年度
三重県全体	10,254	9,723	94.8%	94.8%

抽選会  
日時：2月9日(金)10:30～  
場所：三重県吉田山会館

★当選チームは県のホームページに掲載されます★

<http://www.pref.mie.lg.jp/SEIKOTU/HP/85891046959.htm>

※三重県トラック協会からの 達成チーム記念品【QUOカードと賞状】

申込期限 **1月22日(月)** までに **FAXか郵送** でお申し込み下さい。

## ◆ 新規入会会員様のご紹介

会員名	(株)涼希通商	TEL	059-361-7236	
支部	北勢支部	FAX	059-361-7239	
所在地	〒510-8121 三重郡川越町高松988-3 2F		規模	車両5両、従業員5名

## ◆ 会員様の所在地名称・変更等

桑員支部	(株)Next Innovation	退会
	新興運輸(株)	退会
津支部	(有)佐藤運輸	FAX/ 0567-67-3910
	三洋陸送(有)	代表者/ 中田 純一
松阪支部	(株)ファイン流通	住所/ 〒515-0041 松阪市上川町2739番地54
南勢支部	(有)竹内建材	住所/ 〒516-0001 伊勢市大湊町1228-1
組合	三重北ネットワーク(協組)	代表理事/ 伊藤 将志 住所/ 〒513-0835 鈴鹿市平野町字石丸7744-13 TEL/ 059-379-2133 FAX/ 059-379-1719



# ◆ 業務運営・危機管理検討委員会、政策協議会の開催報告

業務運営委員会、危機管理検討委員会を開催。また、政策協議会・支部長会も開催しました。

業務運営委員会 令和5年12月11日 開催

- 議事 ①三重県貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金  
普通車19,639台／小型・軽 2,309台が対象
- ・三重県実施の支援策を説明  
郵送受付中 → 2月2日(金)まで
- ②地方創生臨時交付金「重点支援地方交付金」追加 経営改善等に資する支援要望活動
- ・三重県への追加支援を要望。また、各支部(支部長)に協力いただき、三重県内の各市町に対して支援を要望している。その際の市町での感触等について説明した。・鈴鹿市はエネルギー支援金を議会へ提出中、明和町は昨年同様の支援策について前向な回答。
- ③2023年度の事業運営 ならびに 助成金の執行状況と次年度助成金
- ・事業の実施状況と、これから予定している年度内事業の説明を行った。  
・助成金の執行状況と次年度の要望事項についても問いかけを行った。
- ④新たな標準的運賃と荷主取引 国が発表した物流革新緊急パッケージについての情報
- ⑤毎年実施している小学校1年生への交通下敷き贈呈 見直し検討(ノートへ移行は中止)
- ・受取側の学校や教育委員会への聞き取り調査結果は、下敷き継続の希望が多い事を報告。  
・下敷きに採用するイラストは、横断者が進みトラックが見送るシーンへ変更します。

危機管理検討委員会 令和5年12月11日 開催

議事・令和5年度事業の推進について

- ①行政実施の防災訓練 開催報告と振返りによる講評、改善点の確認を行った
- ・伊賀広域防災拠点実動訓練(伊賀市名張市) 10/13
  - ・南海トラフ地震津波防災訓練(紀宝町) 11/5
  - ・三重県総合防災訓練(鳥羽市) 11/26
- ②三重県からの感染症発生時の配送等 協定締結依頼についての対応
- ・大規模自然災害に対応した輸送協定を三重県と三重県トラック協会と結んでいる。ほかに、家畜に関する感染症(豚、鳥、牛など)の、消毒液等の配送についても協定している。今回、人での感染症(コロナウイルス等)発生の緊急時に、医療機関に医療用物資(マスク、防護服、消毒液など)の優先的な配送に協力頂ける協定についての依頼があった。
- \*県職員に同席いただいて、説明を聞き確認したうえで決めてゆくのが良いとし、全員が同意。要望事項をきちんと出し議事録も作成し、前向きに検討していくこととした。

政策協議会 令和5年12月13日 開催

報告事項 ①トラックフェスタin四日市 開催報告 ②物流セミナー 開催報告

- 協議事項 ①各委員会からの報告(業務運営委員会・危機管理検討委員会)
- ②令和5年度助成事業の状況と次年度助成金
- ③当面の諸問題 三重県燃料高騰対策支援金／地方創生臨時交付金「重点支援地方交付金」追加に伴う各市町への要望活動／物流革新緊急パッケージ
- ④令和6年度事業計画(骨子) --- 次年度事業計画の基本方針を確認しました
- ⑤その他 支部長間の意見交換

\*政策協議会では、各支部長出席のもと、各委員会の活動を承認。さらに、次年度に向けての基本方針を確認しました。また、諸問題に対する意見や支部の状況などについて情報交換が行われました。

## ◆ 運行管理者 一般講習のご案内

12月末現在発表分

下記の受講対象に該当する運行管理者の皆様はご予約いただきますようお願い申し上げます。

◇ 受講対象者

- ① 運行管理者に新たに選任された方
- ② 運行管理者として選任されている方で今年度の対象者（2年度に1度受講下さい）
- ③ 前回受講できなかった運行管理者の方

左①～③のいずれかに該当する方は受講して下さい  
 【念のため 運行管理者手帳をご確認下さい】  
 今年度対象者は、前回の受講がR3年度(2021年度)の方 および 2年度以上受講されていない方です。

### 運行管理者一般講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		自動車事故対策機構のホームページ → 講習のご予約からお申込み下さい <a href="https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user">https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user</a> TEL 059-350-5188 FAX 059-350-5189
1/10(水)	四日市 北部輸送サービスセンター	
1/11(木)	四日市 北部輸送サービスセンター	
1/12(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	

上野自動車学校		上野自動車学校 ホームページ 適性診断/運行管理者講習等指導講習(貨物)から受講申込書でお申込み下さい  お問い合わせ先 〒518-0023 三重県伊賀市野間233番地 TEL0595-21-1000
1/26(金)	伊賀 上野自動車学校	

ヤマト・スタッフ・サプライ(株)		ヤマト・スタッフ・サプライ ホームページ講習のご予約からお申ください <a href="https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety//reserve/calendar?label_id=480">https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety//reserve/calendar?label_id=480</a> お問い合わせ先 TEL 052-228-9770 FAX 052-228-9780
1/13(土)	松阪 松阪輸送サービスセンター	
2/13(火)	尾鷲 尾鷲研修センター	
2/17(土)	津 トラック協会研修センター	
3/2(土)	伊賀 伊賀輸送サービスセンター	
3/22(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	

## ◆ 運行管理者 基礎講習のご案内

12月末現在発表分

運行管理者試験の受験資格 ならびに 補助者としての要件を満たす 運行管理者基礎講習です。

### 運行管理者基礎講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		自動車事故対策機構のホームページ → 講習のご予約から お申込み下さい
1/15(月)～17(水)	四日市 北部輸送サービスセンター	

上野自動車学校		上野自動車学校の ホームページ → 適性診断/運行管理者講習等指導講習 (貨物) → 受講申込書でお申込み下さい
1/23(火)～1/25(木)	伊賀 上野自動車学校	

ヤマト・スタッフ・サプライ(株)		ホームページ講習の予約からお申ください <a href="https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety//reserve/calendar?label_id=480">https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety//reserve/calendar?label_id=480</a> TEL 052-228-9770 FAX 052-228-9780
1/22(月)～24(水)	津 トラック協会研修センター	
3/19(火)～21(木)	四日市 北部輸送サービスセンター	

## ◆ 整備管理者 選任前研修 開催予定

12月末現在 発表分

この研修は、整備士資格を持っていない方が、2年以上の自動車の点検・整備又は実務経験により整備管理者になる場合に必要な研修です。

申込み 三重運輸支局のホームページ

「トピックス」「令和5年度【整備管理者】選任前研修開催のお知らせ」  
「申込用エクセルファイルはこちら」から、整備管理者選任”前”研修受講申込書をダウンロードし、  
必要事項を記入のうえ専用アドレスに受講申込書を添付し **電子メール** でお申込みください。

申込先 三重運輸支局 整備管理者選任”前”研修 申込専用アドレス

cbt-mie-seikanmae@ki.mlit.go.jp (※申込受付期間にご注意ください。)

エクセルファイルが使用できない、電子メールによる申込ができない場合は、  
三重運輸支局 整備(保安)担当 Tel 059-234-8411 にご相談ください。

研修日	受付期間	開催場所
<b>2月16日(金)</b>	<b>1月29日～2月 9日</b>	北部輸送サービスセンター

## ◆ 整備管理者 選任後研修 開催予定

12月末現在 発表分

整備管理者に選任されている方が2年度に1回受講する必要のある研修です。

申込み 三重運輸支局のホームページ

「トピックス」「令和5年度【整備管理者】選任後研修開催のお知らせ」  
「申込用エクセルファイルはこちら」から、整備管理者選任”後”研修受講申込書をダウンロードし、  
必要事項を記入のうえ 専用アドレスに受講申込書を添付し、 **電子メール** でお申込みください。

申込先 三重運輸支局 整備管理者選任”後”研修 申込専用アドレス

cbt-mie-seikanato@ki.mlit.go.jp (※申込受付期間にご注意ください。)

研修日	受付期間	開催場所
<b>2月 2日(金)</b>	<b>1月15日～ 1月26日</b>	北部輸送サービスセンター
<b>2月21日(水)</b>	<b>2月 5日～ 2月16日</b>	三重県総合文化センター

問い合わせ 中部運輸局三重運輸支局 TEL:059-234-8411 FAX:059-238-1281